資料5

# 各委員提出資料

# 目 次

秋田委員提出資料	•	•	•	•	•	Р	•		1
池田委員提出資料	•	•	•	•	•	Р			3
柏女委員提出資料	•	•	•	•	•	Р			5
菊池委員提出資料	•	•	•	•	•	Р			7
坂﨑委員提出資料	•	•	•	•	•	Р			9
菅原委員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	1
普光院委員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	3
山縣委員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	9
山口委員提出資料	•	•	•	•	•	Р		2	1

平成23年12月26日第18回基本制度WT意見提出資料

#### すべての子どものための公共の保育・教育制度構築のために

秋田喜代美 (東京大学教育学研究科)

- 1 政府推進体制一元化に賛同する。一元化によって、一体化への具体的工程の詳細な明確化を議論していくべきである。
- ・新システム3WTでは、現行以上に質の高い保育・学校教育をすべての子どもに保障するための子ども子育てのための制度を一貫して議論してきたと当方は捉えている。それは一部地域待機児童解消や働く親へのサービス増加の側面だけでなく、過疎地域も含めてあらゆる地域で、家庭で子育てを行う保護者も含み障碍児等も含めすべての子どもにおいて現行以上の児童福祉・教育の充実が実現されて初めて達成されるものである。そのための国における所管一元化、関連法相互の関連明確化が不可欠である。
- ・幼保三元化状況という意見が一部委員や報道で言及されているが、推進体制の一元 化、幼保一体化に向かう途上工程と見通しこそが今後明示され議論されるべきである。 この意味で、内閣府内における一体化推進統括室の設置、移行促進に期待する。
- ・制度の根幹を支える保育教育カリキュラムとしてのこども指針や保育教諭養成制度の議論が財源や施設制度と共になされていく必要がある。
- 2 <u>一定基準を満たす施設における質の高い特色ある取り組み振興に対して、私学助成での続行と同時に社会福祉法人立総合施設も含め追加すること、私学助成における</u>経常経費を新システムに一元化することに賛同する。
- ・現行以上の保育の質をすべての子どもに保障していくためには、乳児期からの連続性を踏まえつつ、幼児教育部分の質の高い取り組みモデルの推進を行うことで、一定の質の確保だけではなく、質向上の方向性を示すことができる。これはニュージーランドを始め国際的に質が高い保育と評価されている国で実施されている助成である。
- ・また指定を受けない私立幼稚園であっても、通園する子どもに現行より質を落とすことがないための保障としての私学助成部分は継続が必要である。これは総合施設に移行しない乳児保育所でも同様に現行の質が保障されるよう補助金はこれまでより減額なく保障されるべきである。
- 3 1) <u>学校教育法、児童福祉法の両方にもとづく総合施設においては、教育ならびに児童福祉における公共性の観点から、理念的に、法論理的にも、株式会社の参入は</u>地域実情に応じた例外とすべきである。
- ・総合施設は学校教育法に基づく施設であるから、教育基本法第6条が規定するように公の性質を有するものである。これまで学校教育体系では設置者を国・地方公共団体学校法人に限定してきている(個人立幼稚園は学校教育法附則に付されており、学校教育法上はすべて公的主体によって運営がなされてきている。)保育・教育は私的サービスではなく、事業自体が公の性質を有するものである。戦後日本が形成されてきた公教育制度の一端に総合施設はおかれることになる。したがって、参入は認められてよいが、その位置づけはあくまでも例外とすべきである。大都市部においては、例外として認められるので待機児童対策においてデメリットとしてP65に書かれている「保育の量の拡大が進まない」という記述自体が、適切ではなく該当しない。

- ・保育・教育は公共の事業であり、子どもを社会が育てていく仕組みである。株式会社がイコールフッテイングをした国(たとえばスウェーデン、ノルウェー)では、株式会社の参入によってアクセスの機会が保障された一方で、公立(市立)保育所・公立幼稚園が閉園し、国での公的な幼児教育施設の全体比率低下が生じている(スウェーデンは保育担当大臣秘書官より、ノルウェーは保育政策担当官より 2011.12,.15,・12.20 に秋田宛私信で情報を収集)。
- ・したがって、我が国においても障害児の受け入れや過疎地域での保育・教育の実施など、効率が悪く経費が掛かるところを公的施設が受け入れることで公的な負担が生じ、経済格差により自治体によっては子どもたちに保育の質の低下が生じることを案じるものである。
- ・また株式会社参入によって、競争により質が上がるということは株式会社参入の先進国での事実ではないことも研究者から報告されている(高橋・伊集・佐藤、2011.12)。よって、同列参入は国が保障すべき、すべての子どもへの保育・教育の質の向上をもたらす公共的な新システム設計にはなりえない。

# 2) 株式会社参入において、総合施設事業部分に関しては、配当は理念上原則としては認められない。

- ・理由はA 配当は公費の個人への資金流出である。B 株式発行や配当は、借金とは異なり、施設建設等の使途目的を特定できない。学校法人や社会福祉法人であれば施設建設について制限がなされているので、公費流出がなく安定的経営が保障されるからである。保育・教育における公共性・継続性・安定性の観点からは、配当は基本、認められるべきではない。
- ・株式会社参入を認めてきたノルウェーでは、配当金への上限設定をなく認めていたところ、株式会社によって多くの配当金が株主に支払われている事実が認められ、公的な資金の配当金としての個人流出が社会的に問題となって議論され、2011年8月に株式会社には配当に上限規制を行うよう法改正が国会で審議され、2012年4月より公教育部分を担う幼児教育施設部分は、配当規制が行われることが可決決定している。日本もこの事実から、子どものための質を保証するなら学ぶ必要がある。
- 3) 完全なイコールフッテイング参入、配当を上限設定なく認める判断がなされる場合には、すべての施設においてこれまで以上に質が間違いなく確保されるための、ナショナルミニマム設定や評価制度、認証システムや情報公開制度、指導監督制度など、質の規制向上のための質システム全体を十二分にセットでWTで議論された上で決定していくべきであり、拙速なとりまとめ議論を行うべきではない。
- ・株式会社のイコールフッテイングで配当に上限を認めず許可している国として、ニュージーランド、スウェーデン、州によるがオーストラリア、アメリカ、イギリス、カナダが現在あることは、当方は確認済みである。良質と言われるニュジーランドとスウェーデンでは、株式会社参入に関し、長期にわたる国民的議論と質向上システム保障のための議論がセットでなされ、ナショナルミニマムと質保障枠組みが日本よりもより厳格で明確である。この点の議論なく拙速にとりまとめることがないことを強く願うものである。

# 幼児期の学校教育・保育の「質の保障」を

全国国公立幼稚園長会

今後、幼稚園や保育所、総合施設(仮称)等についての具体的な検討が進められる中では、すべての子どもの最善の利益である<u>学校教育・保育の質の維持・向</u>上が図られるような制度が確実に構築されるよう、以下に本会の意見を述べる。

記

#### 1 国の所管について

幼稚園は学校教育体系に位置付いた学校である。幼稚園から小学校・中学校へと一貫した教育を保障していくためには、幼稚園についての所管が他の学校種の所管と切り離されることがあってはならない。

また、新しく設けられる総合施設(仮称)についても小学校就学前と就学後とで一貫した対応が行われる必要があり、文部科学省がしっかり関与していくことが重要と考える。

## 2 子ども・子育て会議について

- 新システムを有効に機能させていくための会議として必要と思うが、どのような事柄をどのような方法で検討していくのか、また検討結果や意見等がどのような形で反映されていくのかなど、会議の位置付けの明確化が必要である。
- 常によりよい制度づくりを目指すためには、費用の使い方、事業内容、組織 運営のあり方等の点検・評価が必要である。
- 構成員には、教育・保育の場で働く者を入れることが必須であると考える。 また、構成員には教育・保育についての理解を深めるための機会を確保する ことが必要である。

## 3 総合施設(仮称)の具体的制度設計について

- (1) 設置主体
  - ○国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人を原則とする。
    - ・教育は持続性、確実性、公共性等が担保されなければならない。
- (2) 設置認可・指導監督等の主体
  - ○都道府県教育委員会とする。
  - ・市町村への権限委譲は幼児教育の地域格差につながる懸念がある。「学校 教育」部分については、義務教育と同様に、都道府県教育委員会の適切

な指導監督により、教育の公共性等が確保される必要がある。

- (3) 評価、情報公開
- 学校教育・保育の質の確保の点から、<u>自己評価・学校関係者評価等は、明確な位置付けの下、実施すべき</u>である。
- <u>質の確保とともに保護者や地域住民に信頼される開かれた経営を進めるうえで、評価の積極的な実施は不可欠</u>である。

#### (4) 設置基準

- ○考え方:施設類型によって国の基準を定める。国の基準は、ナショナル ミニマムとしての性格を有するものとする。
- ○<u>「学校教育」部分については、施設類型を問わず、幼稚園設置基準を適</u>用する。ただし職員の配置基準は現行より引き上げる方向が望ましい。
- ○運動場は、教育・保育の質の確保のために不可欠。
- ○<u>学級担任制</u>とする。一人一人の幼児への意図的・計画的・継続的な指導には、学級の責任者を明確にする担任制が有効である。学級集団を基盤にした育ち合いが、一人一人の育ちへの教育効果を高める。
- ○職員の資格は、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を原則とする。

#### (5) 研修

- ○教員・保育士共に高い専門性を要する職であり、「質」を最も左右する。 養成段階の研修、現職に至っての継続的な研修を保障すべきである。
- ○教育基本法9条:研修の充実に関する規定の適用は不可欠
- ○教育公務員特例法21・22条:研修の義務、研修の機会の付与、職専 免研修の特例等
- ・教育公務員としての職責遂行意識を維持・向上していく研修体制が必要
- ・研修は、勤務する幼稚園内だけなく、勤務場所を離れて他の幼稚園や他 校種の教員と一緒に行うことで、研修内容が広がり深まる。
- ・多様な研修の機会が確保されることは、教員の意欲や誇りを高め、教育 のさらなる充実につながる。
- ○教育公務員特例法23·24条:初任者研修、10年経験者研修等
- ・教員は経験年数に関係なく、また教員である限り、豊かな人間性や優れた 教育実践等が求められ続ける専門性の高い職である。ライフステージに応 じ、教員として着実に成長していくことができるような研修制度の構築が 必要である。

#### (6) その他

- ① 教員の身分
  - ・公立の教員については、教育を通じて国民全体に奉仕するとともに、教育 の公共性確保に資するため、教育公務員としての身分を保障されたい。

#### ② 服務管理

・服務規律の遵守、政治的行為の禁止等、教育公務員としての様々な制限が課せられることは必要である。

# 理想に向けて前進を!

# 幼保一体化 WT 構成員/淑徳大学 柏女 霊峰

第16回は私学助成、第17回は所管の三元化提案など政府提案は混乱し、まるで所管争い(?)のようです。極めて残念なことです。待機児童対策、幼保一体化、幼児期の教育振興、全世代型社会保障の実現という4つの理想の実現に向け、小異を捨てて大同に就こうとしていたWT委員の失望はいかばかりだったか想像に難くありません。

そもそも論はともかく、ここまできた以上、できる限り幼保一体化を図ること、少なくとも給付の一体化は整合性のある就学前保育や労働政策その他社会保障の展開にとって必須事項であり、そのうえで、教育や福祉の質の向上にインセンティヴが働く仕組みを付加的に用意することとすべきだと思います。制度が動き出すまでは、1 府 2 省の共管としてでも改革を成し遂げるべきと思います。

そのうえで、検討の最終局面に当たり、今一度、新システムにおいてまだ十分に検討されていない大切な視点を、以下に列記しておきたいと思います。

#### 1.財源の確保、一元化策についての十分な検討

- (1)社会で子育てという観点から「事業主拠出金」使用目的を過度に限定せず、 すべての子どもの育ちや子育て支援、社会的養護等にも一定の機能を果たす ことを期待したい。
- (2)新システムは、恒久財源の確保と一体として進められるべきことを確認し、いわゆる子ども・子育て支援法(仮称)において、その旨明記しておくことが必要である。

#### 2.市町村の関与のあり方や子育て支援プランの策定など実施体制の検討

介護保険制度に倣い、子育て支援専門員(仮称)による子育て支援プラン作成等のケアマネジメント・システムを導入することが必要である。それが、利用支援や虐待防止に結びつく。すでに、石川県などの先駆的自治体においてはそれらのノウハウの蓄積が行われており、先駆的事例に学ぶべきである。

#### 3.社会的役割、福祉的視点の確保

新システムや総合施設(仮称)の整備に当たっては、教育の視点とともに、福祉的視点や社会的役割を視野に入れることが必要とされる。すでに議論されたライフラインとしての役割や、貧困、社会的弱者の救済措置などがきめ細かく組み込まれることが必要とされる。臨時休業中の開所施設の確保、優先入所や応諾義務、補足給付等の制度化が空文化しないような制度設計が求められる。その結果として制度が複雑化することになるが、その場合には、前項にあげた子育て支援専門員(仮称)の助力による利用支援が必要とされる。

#### 4.事業者が安定的、意欲的に事業展開できる仕組みの検討

事業経営の安定性を図る仕組みは、イコール・フッティングをめぐる検討、 月額単価制の導入、指定更新制限のあり方、保育料未納への対応などかなり検 討がなされたが、事業者が保育の質の向上に取り組むことにインセンティヴが 働く仕組みの検討は、まだ不十分である。経験豊富なベテラン保育者を多く雇 用していたり、研修制度が充実していたりする事業者に対する付加給付なども 検討すべきである。

#### 5.担い手である保育士資格の再構築

- (1)保育教諭(仮称)が制度化されることとなるが、その場合には、まず国立大学において実験的養成が行われるべきである。国立大学付属幼稚園は総合施設(仮称)として、専門職養成に応えるべきである。そのうえで、保育教諭資格・免許の検討を急ぐべきである。
- (2)保育士資格の再構築が必要とされる。特に、就学後のケアワークを担う新たな子ども家庭福祉専門職や子育て支援専門職の資格創設や養成が必要とされる。今後の大きな課題であり、早急に論議を開始すべきである。
- (3)最も緊急に対応が必要とされる課題は、保育者の待遇向上である。どんな素晴らしい舞台が作られても、子どもを中心にそこで演ずる俳優(保育者)の待遇が貧しければ、魅力的な演目(保育)は展開されな。保育者養成現場から見れば、保育の舞台に上がろうとする俳優は急激に少なくなっている。まず、保育者の待遇向上が優先されなければならない。

#### 6.社会的養護や障害児福祉を包含する仕組み

新システムの検討は、保育・子育て支援だけではない。児童健全育成分野や 社会的養護、障害児支援も視野に入っている。これらのシステムが、保育・子 育て支援の新システムとかけ離れないように配慮すべきである。児童健全育成 分野の検討は立ち遅れており、早急な検討が望まれる。

また、障害児保育を新システムにしっかりと位置付け、障害児保育給付、保育士の加配や保育所等訪問支援事業を積極的に実施し、障害児童の地域生活を支援すべきである。同時に、障害児支援システムのさらなる改革も進めるべきである。

すでに何度も主張しているとおり、100人のうちの99人で安心・安全な仕組みを作っても、1人の子どもを排除する仕組みは貧しい。新システムは、1人の子どもを排除せず、障害児福祉サービスや社会的養護サービスもできる限り取り込むべきである。それが社会的排除を生まない社会保障につながり、共生社会を実現することにもつながるのである。尊厳、共生、自己実現が保障される一環としての就学前保育の実現が望まれる。

「子ども・子育て新システム」基本制度ワーキングチーム (第 18 回)

#### 「子ども・子育て新システム」について

~制度設計は給付システムと施設の一体化が前提であり、 私学助成を継続したままでの制度案には反対~

全国保育協議会

- 1 全国保育協議会は、「子ども・子育て新システム」について、すべての子どもたちが質の高い保育・幼児期の教育を受けることができる一体改革を実現し、次代の日本を担う子ども・子育て新システムが実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。
- 2 しかしながら、「子ども・子育てに関する中間とりまとめについて (平成 23 年 7 月 29 日、少子化社会対策会議決定)」以降に明らかになった、私学助成を継続したままで施設類型を固定化する制度案には、下記(1)から(3)をもって反対である。

平成23年12月20日に政府において決定された社会保障・税一体改革素案骨子(社会保障部分)にも示された、「給付システムと施設の一体化」が前提である。

- (1) 私学助成を別枠として整理することは、「子ども・子育て支援に関する財源一元化をもって、包括的に給付とサービスを提供する。」という給付設計の方針に反している。
- (2) 政策課題の柱である待機児童解消が達成できるような仕組みとすべきである。 具体的には、中間とりまとめにある「財政措置の一体化等により、満3歳未満児の 受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設(仮称)への移行を促進」とする幼 保一体化の実現ができる仕組みとすべきことが基本である。
- (3) 安定財源の確保が不透明ななか、財源一元化も実現しなければ、質の引き上げも不透明となる。
- 3 子ども・子育て新システムの成案とりまとめに向け、他の事項にあっては次の課題がある。
  - (1)子ども・子育て包括交付金(仮称)について

対象となる給付・事業に区分を設けることの是非について、市町村の自由度を高める方向での検討が、子どもに係る給付・事業の一般財源化へ拡大しないようにすべきである。

子ども・子育てに確実に使われる仕組みであることの制度上の担保が必要である。

#### (2)市町村の関与について

基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法で定めるべきである。

#### (3) 繰入れ・剰余金の取り扱いについて

子どもに供するため、社会全体(国・地方・事業主・個人)から拠出された財源が、一般の企業活動に流出することは認められない。総合施設(仮称)のみならず、こども園(仮称)における資金の繰り入れ先は、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

さらに、初期投資額を事業コストに算定するような取扱いは適当でないだけでな く、公の支配の及ばない団体への公費支出となり、認められるものではない。

#### (4) 財源確保について

新制度の実施にあたっては、恒久的、安定的な財源を確保することが当然の前提である。

#### (5) 国における所管のあり方について

推進体制の一元化として、子ども家庭省(仮称)の創設に関するロードマップ(工程表)を明確に示した上で実現をはかるべきである。

4 全国保育協議会は、あらためて基本制度案要綱(平成 22 年 6 月 29 日、少子化社会対策会議決定)のめざした方向に沿った制度設計を強く要望する。

# 第18回基本制度ワーキングチーム会合提出意見

平成23年12月26日 社会福祉法人日本保育協会

子ども・子育て新システムについては、こども園給付(仮称)の仕組みや国の所管が多岐 に亘り複雑で分かり難く、更なる検討が必要である。

子ども・子育て新システム成案に対する各項目についての当協会の意見は次のとおりである。

#### 1. 追加財源について

大幅な恒久財源を確保し、保育の量的拡大と質の改善を行うことが、制度改革の前提である。

恒久財源として1兆円を超える新たな追加財源を確保し、保育の量的拡充と質の改善を行うことが、制度改革の前提である。

保育の量的拡充が最優先に解決すべき喫緊の課題とされている一方、保育士確保は、現状においても困難な状況にある。保育士の給与水準は全産業の女性の平均給与に比べて低い水準であるなど保育士の雇用環境は十分なものとなっていない。従って、量的拡充を達成するためにも人材確保対策として保育士配置基準や給与等の処遇改善を最優先課題として早急に実施すべきである。

#### 2. 国の所管及び組織体制について

子ども家庭省(仮称)の構想と工程表を示した上で解決すべき課題である。

国の所管については、子ども家庭省(仮称)の具体的な構想も全く示されず、議論もないまま、 内閣府、厚生労働省及び文部科学省の3府省の共管とする案が示された。喫緊の課題として早急 に解決すべき少子化対策の企画及び立案並びに総合調整を所管する内閣府が幼児教育・保育に係 る事業法である子ども・子育て支援法及び総合施設法を所管するのは国の所管が更に複雑になる。 子ども家庭省(仮称)の構想と工程表を明らかにした上で、解決すべき課題である。

#### 3. 市町村の事業計画等について

保育の認定が単なる保育の必要性の認定に終わることなく、保育が確実に保障されるよう、供給体制の確保等の市町村の責務について法制化すべきである。

市町村の供給体制の確保、体制整備の責務を強化し、保育認定が単なる保育の必要性の認定に終わることなく、保育が確実に保障されるよう法制化すべきである。また、地方では少子化が一層進展することが見込まれるので、市町村の事業計画を策定するに当たっては、地域の保育環境が適正に維持されるよう保育所の適正配置等について関係者の意見が反映される仕組みとべきである。

#### 4. 子ども・子育て包括交付金(仮称)について

子ども・子育て包括交付金(仮称)については、こども園給付(仮称)等の子育て支援給付(仮称)は負担金とし、子育て支援事業(仮称)は交付金とすべきである。

また、費用負担の割合は、国2分の1、地方2分の1とすべきである。

中間取りまとめにおいては、給付設計を子育て支援給付(仮称)と子ども・子育て支援事業(仮称)との2区分に大別している。

従って、子ども・子育て包括交付金(仮称)は、この考え方に基づき子育て支援給付(仮称)は 全国一律に給付すべき負担金とし、子ども・子育て支援事業(仮称)に要する経費は、地方の裁量 を認めた交付金とすべきである。 また、現在、基幹的な社会保障制度の費用負担は、国2分の1、 都道府県4分の1、市町村4分の1とされており、子ども・子育て新システムについても同様の費 用負担割合とすべきである。

#### 5. 利用者負担について

こども園(仮称)の利用料は、応能負担方式とすべきである。

また、保育料の未納に対しては、市町村が強制的に徴収できる仕組みとすべきである。

こども園(仮称)の利用者負担については、利用児童の家庭の所得に応じた応能負担とし、子 どもの年齢等に応じて保育料を定める方式とすべきである。

また、保育料の上乗せ徴収や入園金の取扱については、市町村が保育の認定において保護者に示す保育料との間に齟齬が生じるなど、公的価格とは言い難い仕組みであり見直しが必要である。保育料に未納のある家庭の児童への対応については、児童福祉の観点から未納があっても保育の受入を拒否することは適当でない。従って、こども園(仮称)の保育料徴収の仕組みについては、未納の保育料について市町村が施設に代わって強制的に徴収できる仕組みを創設するなど市町村の公的関与による保育料徴収の仕組みが必要である。

また、「平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法」においては、市町村長が保育所の保育料について子ども手当の支給額から直接徴収できることとされたところであり、こども園(仮称)の保育料の徴収についても、設置者が子どもに対する手当から直接保育料に充てることができるようにすべきである。

#### 6. 総合施設(仮称)について

幼保一体化については、国民から見て分かりやすい一元的な制度とするとされているが、給付は「こども園給付(仮称)」として一本化されている一方、施設類型や仕組みにおいて例外的な取扱があり複雑で分かり難い。

総合施設(仮称)については、単に幼稚園と保育所の施設認可を要件としているため、 総合的な機能を有している施設とはなっておらず、保護者にとって分かり難い。総合施 設(仮称)は受入対象児童の年齢など総合的な機能としての一定の要件を加味すべきで ある。

また、総合施設(仮称)の設備や職員配置については、乳幼児の保健等の各分野の専門家の意見を踏まえ、総合的な機能を有する施設に相応しい基準とすべきである。

- ① 総合施設(仮称)の設備については、名称に相応しい新たな基準を策定すべきである。 現在の保育所の施設基準については、戦後まもない時期に定められたままである。総合施設(仮称)の施設設備基準については、単に幼稚園と保育所の基準を繋ぎ合わせるのではなく、各分野の専門家の意見を踏まえ総合的な機能を有する施設に相応しい基準を新たに策定すべきである。
- ② 施設に置かれる職員については、新たに看護師又は保健師等の配置が必要である。

近年、3歳未満の低年齢児の保育需要が高まっており、「子ども子育てビジョン」においても 3歳未満児の利用率を44%まで高めることが目標とされている。乳児等の低年齢児について は、感染症、アレルギー、体調不良等、子どもの健康や保健体制の確保及び食育の推進が特に 重要であり、看護師又は保健師及び栄養士の配置が必要である。

従って、総合施設(仮称)に置かれる職員の基準は、これまでの幼稚園と保育所の基準を単に繋ぎ合わせたものではなく、総合的な機能を有する施設として、施設機能に応じた職員配置とすべきである。

また、契約事務や保育料の徴収等の事務量の増大に対応した事務職員の配置が必須である。

#### 7. イコールフッティングについて

#### (1) こども園(仮称)・総合施設(仮称)に対する株式会社等の参入について

現在、都市部の3歳未満の保育所待機児童の解消が喫緊の課題とされている中で、児童虐待の増加や子どもの貧困に具現化されるように地域や家庭の子育て支援が重要な課題となっている。 供給体制の整備にあたっては、単に待機児童の解消に留まらず地域の子育て家庭の支援が総合施設(仮称)の重要な役割である。そのためには社会福祉を専門とする社会福祉法人等の公益法人が地域の子育て支援の拠点として担うことが最も望ましいと考える。

そのため、市町村等は、現行の児童福祉法に規定とされている公有財産の貸付、その他の措置等を積極的に講ずることにより、社会福祉法人等の公益法人を活用した施設の設置を促進すべきである。

#### (2) 施設整備費の運営費への上乗せ及び法人種別に応じた会計基準について

イコールフッティングによる多様な主体の参入を促進するため、施設整備費の運営費への上乗せが検討されているが、既存保育所の多くは、今後、耐震化工事や改築工事、大規模修繕が必要な状況にあり減価償却費相当額の上乗せのみでは施設の存続に支障をきたすことは明らかであり、社会福祉法人に対する施設整備費補助や政策融資を引き続き存続させなければならない。こども園給付(仮称)の使途制限については、株主への配当には反対である。また、資金の外部への流出などについては、厳しい対応を行うべきである。